

## 東近江警察署管内の少年非行の現状について

東近江警察署長 山本 貴志



平素は、警察業務の各般にわたり御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、ボランティアの皆様や関係機関の方々には、少年の非行防止や健全育成に御尽力いただいていることに心から感謝を申し上げます。

さて、東近江警察署管内の犯罪情勢を見てもみますと、令和7年上半期（1月から6月末時点）の刑法犯認知件数は397件（前年同期：411件）であり、減少傾向にあります。

一方、少年非行の現状につきましては、令和7年上半期中、万引き等の刑法犯で検挙・補導した少年は30人（前年同期：9人）、喫煙等の不良行為で補導した少年は174人（前年同期：148人）となっており、いずれの検挙・補導人数も、前年同期と比較すると大幅に増加しています。

一つ一つの事案を見てもみますと、今年に入ってから、万引きや自転車盗などの窃盗事件、校内暴力事件、4人の少年が1人の少年に対して暴行を加え、ケガを負わせた傷害事件が発生しております。また、年齢や学校を異にする少年たちが深夜時間帯にたむろする状況も昨年と同様に見られ、少年の規範意識の低下やSNS等に絡む交友関係の広域化が懸念される状況です。

このような情勢を踏まえ、警察としましては、罪を犯した少年の取り調べや事情聴取においては二度と犯罪に手を染めさせてはならないという強い姿勢で臨み、検挙補導活動を強化するとともに、「非行少年を生まない社会づくり」を目指し、非行や犯罪の被害に遭った少年に対する立ち直り支援対策として、各関係機関等と連携し、支援体制作りにも努めているところであります。

しかしながら、その支援が届かず、非行を繰り返すケースも少なくありません。

少年は、本来、可能性に満ちた存在です。たとえ一時の過ちがあったとしても、地域の温かいまなざしや寄り添いがあれば、再び正しい道を歩むことができると考えております。

東近江警察署としましては、少年の健全育成を念頭に悪質な少年犯罪の検挙や補導活動を一層強力に推進するとともに、関係の機関や団体の方々、地域住民や学校等との連携を密にしまして、非行防止活動や犯罪抑止活動を推進してまいりますので、今後とも御協力と御支援をお願い申し上げます。

## 『あすくる東近江』～少年たちに明るい<sup>あす</sup>明日が<sup>くる</sup>来るように～

非行等の問題を抱える少年の立ち直りのために必要な生活習慣の改善、就労・就学の支援、家庭環境の改善等5つのプログラムを行うことにより、非行を防止し、少年の健全な育成を図っています。

対象となるのは、問題や課題を抱え、立ち直りを図るための支援が必要と思われる中学生から20歳未満の少年です。

### ① 生活改善支援プログラム

昼夜逆転の生活など不規則な生活習慣を改善するための支援を行います。

### ② 自分探し支援プログラム

カウンセリングにより不安や悩みを軽減し、様々な体験活動を通して自己を見つめ直し、将来に夢や目標、居場所を発見するための支援を行います。

- ・スポーツ体験
- ・栽培体験
- ・福祉体験 等



### ④ 就労支援プログラム

仕事に就くための基礎的社会生活能力の取得、職場実習やアルバイトの職場体験、技能・資格取得等の支援を行います。

- ・就労相談
- ・職場見学や職場体験
- ・免許や資格取得の支援



### ③ 就学支援プログラム

少年の学力に応じて、基礎学力や資格取得に必要な学力を身につけるとともに、社会生活の向上や進路指導等の支援を行います。

- ・基礎学力の補習
- ・進路指導



### ⑤ 家庭支援プログラム

少年及び保護者に対するカウンセリングやふれあい活動を通して、良好な家庭環境を整えるための支援を行います。

電話による相談、本人又は保護者の来所による相談なども行います。

臨床心理士への相談は事前予約をお願いします。(月・金曜日)

## 少年補導員 夏原 幸男さん

### 少年補導功労者栄誉銅章受賞

少年補導員の夏原幸男さん(湖東地区)は、声かけや見守り活動を通じて少年の健全育成に長年貢献されたとして、全国少年警察ボランティア協会長から少年補導功労者栄誉銅章を受章されました。

長年にわたる御功績に感謝申し上げます。

これからも青少年の健全育成に御尽力くださるようお願いします。

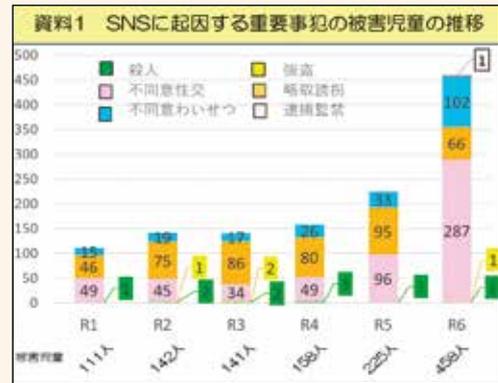


## SNSに起因する性的犯罪や重大事犯から子どもを守りましょう！

### ◆SNSに起因する事犯の被害児童数の推移

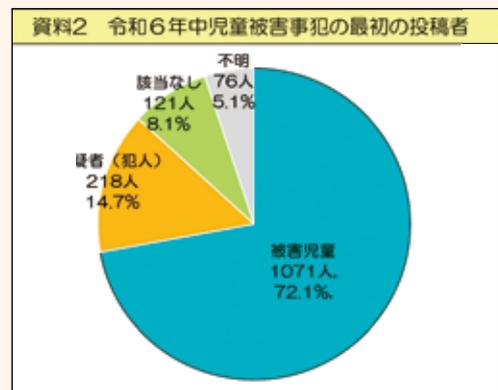
SNSに起因する事犯の被害児童数は、令和元年をピークに減少傾向にあるものの、**令和6年は1,486人と高い水準**にあります。その中でも、**重要事犯の被害児童数は**、令和5年が225人であったのに対して、**令和6年は458人と大幅に増加**しており、特に「**不同意性交等**」、「**不同意わいせつ**」の事犯が増えています。【資料1】

※令和5年7月の法改正で、性交等の不同意年齢が16歳未満に引き上げられ、性犯罪について、令和5年以前と令和6年の被害人数は単純に比較できません。



### ◆SNSに起因する事犯のきっかけとなった最初の投稿者は？

SNSに起因する事犯のきっかけとなった**最初の投稿は、被害児童からの投稿が72%**を占め、被疑者（犯人）からの投稿は約15%となっています。【資料2】



資料1、2ともに警察庁統計

### ◆被害児童のSNSへの投稿内容は？

- ・性的犯罪や監禁・誘拐事犯等の重要凶悪犯罪等に発展する恐れが高い「援助交際募集」、「出会い目的」、「家出」の投稿
- ・犯罪者が被害児童に近づく手掛かりとなる「友達募集」、「プロフィール」、「自撮り」、「趣味・嗜好」、「日常生活」、「ゲーム」、「悩み相談」などの投稿

## ペアレンタルコントロールで子どもたちを犯罪被害から守りましょう！

ペアレンタルコントロールとは、保護者が子どもの発達段階に応じてインターネットの利用方法を適切に管理する機能のことです。子どもの安全なデジタル環境を確保し、犯罪被害から守るために重要です。OS事業者、アプリ開発事業者から提供されているサービスを利用しましょう。

具体的には、保護者は次の2点を心がけましょう。

### ・「フィルタリング」を上手に活用しましょう！

子どもがスマートフォン等を利用する際に、スマートフォンやWi-Fiのルーターなどの機器やアプリの設定により、**有害情報へのアクセスを制限する「フィルタリング」を活用しましょう。**

携帯電話事業者は、18才未満の子どもが利用する場合、フィルタリングサービスについての説明や設定を行っています。

子どもの成長に合わせた設定ができ、利用したいサイトやSNS・アプリ等の個別設定もできるので、上手に使って子どもの安全を守りましょう。

### ・アクセス履歴、利用時間等の使用状況を把握し、安全管理に努めましょう！

保護者が、子どものスマートフォン等の**ウェブサイト閲覧制限、アプリの利用制限や利用時間の制限、課金・ネット決済購入制限、SNS上のフレンド追加制限**等を設定し、**位置情報追跡、ウェブサイトやSNSなどへのアクセス履歴・利用時間などの使用状況を把握**して安全管理に努めましょう。

また、保護者は、アカウントやパスワードを管理し、子どもが無断で制限変更や解除しないように気をつけましょう。子どもの発達段階に応じて、子どもと話し合い、制限を見直しましょう。

## 八日市地区少年補導員会の活動

### 「子どもたちの非行防止、見守り活動」 八日市地区少年補導員会 幹事 辻野 義美

八日市地区少年補導員会は八日市地区5名、南部地区4名、中野地区3名、御園地区2名、玉緒地区3名、市辺地区3名、平田地区3名、建部地区3名の計26名で活動しています。

少年センターと合同で青パトに乗って街頭パトロールを実施し、量販店等への立入り、万引き防止や補導活動を実施しており、パトロール中に青少年育成のための広報啓発活動も行っています。また、八日市駅前では、中・高校生を対象に薬物乱用防止、闇バイト防止啓発活動も行っています。

地区内の聖徳、玉園、船岡の3つの中学校では、年2回下校指導を実施し、薬物乱用防止、闇バイト防止、ヘルメット着用推進の声かけをしています。

八日市北、八日市南、箕作、御園、玉緒、布引、八日市西の7つの小学校では、令和6年度から毎週水曜日の全校集団下校時に万引き防止啓発、挨拶運動を行っています。活動当初は返ってくる挨拶もまばらでしたが、最近では大きな声で挨拶をしてくれます。小学生、中学生の皆さんには、非行や薬物に走らず、健全に育てていただきたいと思っています。これからも活動の輪を広げてまいりたいと考えています。



## 善行少年の表彰について

東近江市少年センターでは、下記の事柄について功績が顕著であり、その行為が他の模範と認められる個人及び団体を表彰しています。

児童・生徒については、市内の各小中学校・高等学校・養護学校へ推薦依頼をしていますが、地域の皆さんからの推薦も受け付けています。下記に該当するような善行少年がおられましたら、東近江市少年センター（TEL 050-8034-6519）までご連絡ください。表彰の対象年齢は満5歳以上20歳未満です。なお、今年度の推薦の締切日は令和8年1月9日（金）となっています。

- |                                |                              |
|--------------------------------|------------------------------|
| (1) 人命救助に功績があったもの              | (4) 困難を克服し、明るい家庭づくりに功績があったもの |
| (2) 社会の環境浄化に功績があったもの           | (5) その他、賞賛に価する善行のあったもの       |
| (3) 学校内外及び職場において、不良防止に功績があったもの |                              |

## 相談日のお知らせ

### ひとりで悩まないで… 気軽に相談を！

◆ 相談日時：月曜日～金曜日 8:30～17:00

◆ 連絡先：東近江市少年センター 東近江市五個荘竜田町 2-3

TEL・FAX 050-8034-6519

Eメール shonen@city.higashiomi.lg.jp

◆ 臨床心理士の相談日時…月曜日・金曜日（東近江市少年センター）10:00～15:00

※臨床心理士への相談は事前予約をお願いします。

